



JAPAN LEGAL UPDATE

Tax ▶ 平成30年度税制改正大綱（国際課税）の概要

平成29年12月22日、平成30年度税制改正の大綱が閣議決定されました。国際課税の分野においては、とりわけ恒久的施設（PE）関連規定の見直しが注目され、以下の二つの改正が行われる見込みです。

(1) PE認定の人為的な回避を防止すべくPEの定義が改正されます。例えば、①外国法人等に代わって国内で行動する者に契約締結権限がない場合であっても、一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たすなど一定の要件を満たす者は、当該外国法人等のPEに含められ、②保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等は、当該活動が「準備的又は補助的な機能を有する」場合に限り、PEの例外とされます。

(2) 租税条約上のPEの定義と国内法上のPEの定義が異なる場合の調整のための規定が新設されます。

上記(1)の改正は、OECD/G20が主導する課税逃れ防止のためのプロジェクト（BEPSプロジェクト）の提言を受けて行われるものであり、[2017年7月号](#)でも紹介した多国間協定であるBEPS防止措置実施条約でも、同様の措置が図られています。しかし、上記(2)の改正によって、PEの定義について、二国間租税条約上の規定が国内税法上の規定に優先することが明らかになるため、適用のある二国間租税条約上のPEの定義が従来のままであれば、それがBEPS防止措置実施条約によって変更されない限り、上記(1)の改正の内容が適用されることはありません。

今後日本で活動する外国法人については、国内税法、二国間租税条約及びBEPS防止措置実施条約の三つを踏まえて、PE認定のリスクを検討することになります。

Anti trust ▶

独禁法の域外適用に関する初の最高裁判決

平成29年12月12日、最高裁判所（第三小法廷）は、日本のテレビ製造販売業者向けのブラウン管価格カル

テルを東南アジア各国において合意したブラウン管製造販売業者らに対して公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）が課徴金納付命令を行った事件の上告審において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」といいます。）の域外適用を認める初の判決を下しました。

上告人であるブラウン管製造販売業者は、価格カルテルの合意のみならず、ブラウン管の売買も国外で行われたことを理由に、独禁法の適用対象とはならない旨を主張しました。しかしながら、本判決は、価格カルテルが国外で合意されたとしても、当該カルテルにより国内の競争機能も損なわれる場合には、国内の自由競争経済秩序が侵害されるため、独禁法の適用がある旨を判示し、日本のテレビ製造販売業者とその海外子会社が経済活動として一体となってブラウン管の売買を行ったものと評価できる事実関係に照らすと、本件のカルテル合意は日本のテレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場の競争機能を損なうものであったといえるとして、上告人の主張を退け、独禁法の域外適用を認めました。

本判決は、問題となる行為が国外で行われたものの、その影響が日本の市場に及ぶ事例に独禁法を適用するという公取委の立場を認めたこととなります。

Finance ▶

金融庁によるICOに関する規制枠組みの明確化及び注意喚起

平成29年10月27日、金融庁は、「ICO（Initial Coin Offering）について～利用者及び事業者に対する注意喚起～」と題する書面を公表しました。

当該書面において、金融庁は、イニシャル・コイン・オファリング（以下「ICO」といいます。）が資金決済に関する法律や金融商品取引法等の規制対象となりうることを明示するとともに、投資家に対し、ICOのリスク等をしっかり理解した上、自己責任で取引を行う必要があると注意喚起を行っています。

詳細については、ジョーンズ・デイ・コメンタリー「金融庁によるイニシャル・コイン・オファリングに関する規制枠組みの明確化及び注意喚起」をご参照下さい。

General ▶

宇宙活動法に基づく申請受付の開始

平成29年11月15日、内閣府は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下「宇宙活動法」といいます。）に基づく「人工衛星等の打上げに係る許可」、「人工衛星の管理に係る許可」等に関する申請受付を開始し、審査基準及びガイドラインを公表しました。宇宙活動法は、平成28年11月に成立し、同時に成立した衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律と共に、日本における宇宙開発利用を推進及び規律する法律です。今回の申請受付開始により、日本における民間宇宙開発利用事業の一層の進展が期待されます。

General ▶

改正民法の施行日決定

平成29年12月20日、民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、同法が平成32年4月1日から施行されることとなりました。同法は、民法の債権関係の規定を121年ぶりに見直すものです。その概要については、[2017年5月号](#)及び[2017年6月号](#)をご参照下さい。